吹田市立障害者支援交流センター条例（案）

目次

第１章　総則（第１条―第５条）

第２章　生活介護施設（第６条―第１１条）

第３章　障害者短期入所施設（第１２条―第１８条）

第４章　市民相互の交流を図るための事業等（第１９条―第２５条）

第５章　雑則（第２６条・第２７条）

附則

第１章　総則

（設置）

第１条　障害者の自立と社会参加を支援し、あわせて市民相互の交流を図ることを目的として、障害者支援交流センターを設置する。

（名称及び位置）

第２条　障害者支援交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

⑴　名称　吹田市立障害者支援交流センター

⑵　位置　吹田市千里万博公園１２番２７号

（施設）

第３条　吹田市立障害者支援交流センター（以下「センター」という。）に次の施設を置く。

⑴　生活介護施設

⑵　障害者短期入所施設

第２章　生活介護施設

（指定管理者による管理）

第４条　市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、法人であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に係る次に掲げる業務を行わせる。

⑴　第７条及び第１３条に規定する事業の実施に関する業務

⑵　生活介護施設及び障害者短期入所施設の利用の許可に関する業務

⑶　利用料金の設定及び徴収に関する業務

⑷　第１９条に規定する事業の実施に関する業務

⑸　第１９条第１号に規定する施設の使用の許可に関する業務

⑹　施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

⑺　前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める業務

２　市長は、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した法人のうち、センターの設置目的を最も効果的に達成することができると認められる法人を指定管理者として指定する。

３　市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

４　市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（指定管理者候補者選定委員会）

第５条　本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

２　選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第２項の規定により指定しようとする法人の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。

３　選定委員会は、委員５人以内で組織する。

４　委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。

５　委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。

６　委員は、再任されることができる。

７　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

８　前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第２章　生活介護施設

（目的）

第６条　生活介護施設は、常時介護を要する身体障害者又は知的障害者を通所させて、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行うことを目的とする。

（事業）

第７条　生活介護施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成

１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業（法第２８条第１項第６号に掲げる生活介護に係るものに限る。）を行う。

（使用者の範囲）

第８条　生活介護施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第１９条第１項の規定による介護給付費又は特例介護給付費（同法第２８条第１項第６号に掲げる生活介護に係るものに限る。）の支給決定を受けている身体障害者又は知的障害者

⑵　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１８条第１項の規定による行政措置を受けている身体障害者又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１５条の４の規定による行政措置を受けている知的障害者

（定員）

第９条　生活介護施設の定員は、６０人とする。

（利用料金）

第１０条　生活介護施設を利用しようとする者（第８条第２号に掲げる身体障害者又は知的障害者を除く。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

２　利用料金は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

⑴　法第２９条第３項第１号又は第３０条第３項第１号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（法第２８条第１項第６号に掲げる生活介護に係るものに限る。）に相当する額

⑵　食事の提供に要する費用として規則で定める額

３　市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用の制限等）

第１１条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

⑴　管理上やむを得ない事情があるとき。

⑵　 災害その他緊急やむを得ない事由により、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

⑶　その他指定管理者が不適当と認めるとき。

第３章　障害者短期入所施設

（目的）

第１２条　障害者短期入所施設は、身体障害者又は知的障害者を一時的に保護すること等を目的とする。

（事業）

第１３条　障害者短期入所施設は、法第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業（法第２８条第１項第７号に掲げる短期入所に係るものに限る。）を行う。

（利用者の範囲）

第１４条　障害者短期入所施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者及びその介護を行う者とする。

⑴　法第１９条第１項の規定による介護給付費又は特例介護給付費（法第２８条第１項第７号に掲げる短期入所に係るものに限る。）の支給決定を受けている身体障害者又は知的障害者

⑵　身体障害者福祉法第１８条第１項の規定による行政措置を受けている身体障害者又は知的障害者福祉法第１５条の４の規定による行政措置を受けている知的障害者

（定員）

第１５条　障害者短期入所施設の定員は、１日につき７人とする。

（利用期間）

第１６条　第１３条の事業を利用するため障害者短期入所施設を引き続き利用することができる期間は、７日以内とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金）

第１７条　障害者短期入所施設を利用しようとする者（第１４条第２号に掲げる身体障害者又は知的障害者を除く。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

２　利用料金は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

⑴　法第２９条第３項第１号又は第３０条第３項第１号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（法第２８条第１項第７号に掲げる短期入所に係るものに限る。）に相当する額

⑵　食事の提供に要する費用として規則で定める額

３　市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

（準用）

第１８条　第１１条の規定は、障害者短期入所施設について準用する。

第４章　市民相互の交流を図るための事業等

（事業）

第１９条　センターは、第７条及び第１３条に規定する事業のほか、次に掲げる事業を行う。

⑴　市民相互の交流を図ることを目的として、規則で定める施設を次条に掲げる者の使用に供する事業

⑵　その他市長が必要と認める事業

（使用者の範囲）

第２０条　前条第１号に規定する施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

⑴　市内に居住する障害者及びその介護を行う者

⑵　市内の障害者福祉団体

⑶　市内の社会奉仕活動を行う福祉団体

⑷　その他市長が適当と認める者

（使用の許可）

第２１条　第１９条第１号に規定する施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（許可の制限）

第２２条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

⑴　管理上やむを得ない事情があるとき。

⑵　その他指定管理者が不適当と認めるとき。

（許可の取消し等）

第２３条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

⑴　この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指定管理者の指示に違反したとき。

⑵　前条各号のいずれかに該当したとき。

⑶　災害その他緊急やむを得ない事由により、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

（使用料）

第２４条　第１９条第１号に規定する施設の使用料は、無料とする。

（特別の設備の設置等）

第２５条　使用の許可を受けた者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

第５章　雑則

（免責）

第２６条　この条例に基づく処分によってセンターを利用する者等に生じた損害については、指定管理者は一切その責めに任じない。

（委任）

第２７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の吹田市立障害者支援交流センター条例（以下「旧条例」という。）第５条に規定する事業、旧条例第11条に規定する事業又は旧条例第17条に規定する事業を利用した者が納付し、又は負担すべき使用料等については、なお従前の例による。

３　施行日の前日において、旧条例第11条に規定する事業を利用している者（旧条例第12条第１号に該当する者に限る。）又は旧条例第17条に規定する事業を利用している者（旧条例第18条第１号に該当する者に限る。）は、施行日から平成24年３月31日までの間は、この条例による改正後の吹田市立障害者支援交流センター条例（以下「新条例」という。）第６条第１号に該当する者とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、新条例第８条第１項中「範囲内の使用料」とあるのは、「範囲内においてその障害の程度を考慮して規則で定める額の使用料」とする。

附　則（平成20年３月31日条例第13号）

この条例は、平成20年８月１日から施行する。

附　則（平成25年３月29日条例第33号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。